

国立研究開発法人情報通信研究機構法及び電波法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政

令要綱

国立研究開発法人情報通信研究機構法及び電波法の一部を改正する法律（令和四年法律第九十三号）附則

第一項ただし書に規定する規定の施行期日は、令和六年九月二十日とすること。